

会議の名称	平成21年度第4回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成21年9月28日(月)午後7時00分～9時10分		
開催場所	東村山市役所3階庁議室		
出席者及び欠席者	出席者： (委員) 木村茂光会長・川島岩治会長職務代理・土田士朗委員・嶋田節男委員・細萱君代委員 (市事務局) 野島総務部長・藤巻総務課長・時岡情報公開係長・湯浅情報公開係主任 欠席者：千々岩浩子委員・臼井雅子委員		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	1. 総務部長挨拶 2. 諮問書授受 3. 諮問審議 諮問第6号「国民投票に関する投票人名簿システム及び選挙事務支援システムの改修等作業委託」 (選挙管理委員会事務局) 諮問第7号「土地台帳登記事項照合業務委託」 (市民部課税課) 諮問第8号「女性特有のがん検診推進事業業務委託」 (健康福祉部健康課) 諮問第9号「都市再生地籍調査委託」 (都市環境部道路・交通課) 4. 報告 「久米川駅北口駐輪場・東村山駅西口駐輪場・東村山駅西口広場エスカレータ 防犯カメラの設置報告」について (都市環境部道路・交通課、総務部総務課) 前回諮問案件の仕様書等の修正について 「障害者就労支援事業業務委託」 「東村山市子育て総合支援センター入退室管理システムに係る再委託」(総務部総務課)		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 時岡・湯浅 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
(1) 総務部長挨拶 (2) 部長より会長へ諮問書授受 (3) 諮問審議結果 諮問第6号「国民投票に関する投票人名簿システム及び選挙事務支援システムの改修等作業委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。			

委員意見及び選挙管理委員会事務局、情報システム課の回答

- 国民投票がいつあるかわからないのにどこまで準備しておく必要があるのか、効率性の問題がある。コスト的に考えれば最低限の準備でよいと思う。投票人名簿調製に要するシステム改修費用は、国民投票法に基づき全額国庫負担でまかなわれる。このことは平成 20 年 12 月に総務省自治行政局から通知がきている。また、今回委託を予定しているところまでは準備しておかないと、いざ投票が決まったときに対応できない。
- 諮問資料として、どういう個人情報をもどの段階でどのように処理するか、どのように市の外へ出て行くのかがわかる流れ図があると審議しやすい。今回の資料と説明ではこの辺が少しわかりづらい。
- 投票人全員のデータを作成したあと、それをどの段階で各投票所のパソコンに分配するのか。その際のデータ管理はどのように行うのか。
全データの作成作業はいきいきプラザの情報システム課内で委託業者が行う。分配作業は情報システム課と選管職員を中心に投票前夜に行う。前日夜 8 時に期日前投票が終了するので、そこから夜中にかけて庁舎内の部屋を施錠して分配作業をする。作業終了後は施錠して退室する。これまでの選挙で同じ作業をしているので混乱はないと思う。
- 実際の投票時には、選管の職員だけでは足りないので臨時職員も多く作業にあたるのではないか。その場合は、事前に投票人受付システム等の使い方方を訓練する必要がある。訓練のためのシステムテストはできる仕組みになるのか。また、訓練のときは本当の住民情報ではなく仮のテストデータで行うのか。
現在の選挙でも当日の投票受付事務は市役所全課から集めた市職員で行っている。臨時職員は使わない。ただ、市職員でもシステムを使う前に訓練が必要なので、本番用パソコンにテストデータを入れて、バーコードの読み取り作業も含めて訓練できるようになっている。
- 仕様書を見ると委託業者から納品される成果品のなかにシステム運用マニュアルが入っていない。それが重要なのではないか。
当然もらうものと思っており仕様書に入れなかったが、明記することにする。
- 得票率の集計システムは今回の委託内容に入っているのか。
入っていない。開票システムは別のもので個人情報は扱わない。
- システムを使うときは個人情報の保護という観点とデータの完全性・正確性という観点の両方が必要になる。本システムは従来の選挙システムと類似のものと思われるが、過去の選挙でシステム運用中のトラブルはあったか。トラブルの記録はきちんと蓄積されているのか。
システムトラブルの情報は全部記録している。選挙システムにおける大きなトラブルとしては、選挙前日に電子データと紙帳票で選挙名簿を作るのだが、印刷する高速プリンタが壊れてしまったことがある。急遽全課のプリンタを集めて何とか間に合ったが、これを教訓に選挙のときは事前に業者にプリンタを点検してもらうことにした。
- 事前に委託予定業者を調べさせてもらったが、プライバシーマークを 5 回更新しており実績もお持ちのようだ。その点では安心である。
- 契約の特約条項に委託業者にも罰則規定があることを明記するという話が以前出ていたと思うが今回入っていないのはなぜか。
戸籍電算化委託など取り扱い注意の個人情報を多く使う委託の諮問時に

「委託業者の社員にも市職員と同様に、個人情報の漏えいなどに対し条例上の罰則がある」旨を明記すべきとの委員意見があり、特約条項に追加した。これはその委託契約限定の話で、すべての委託契約で追加すべきという話にはなっていない。(総務課)

- これまで本会では、特に取り扱いに注意を要する個人情報を委託業者が処理する場合に、特約条項に罰則があることを追記するよう意見している。
- 了解した。

諮問第7号「土地台帳登記事項照合業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

委員意見及び課税課の回答

- 委託先の作業人員だが、大人数で短期間に作業させるのか、個人情報を取り扱うので限られた人数で作業させるのか、委託先とどのような契約を結ぶ予定か。財産権に関する情報を扱うので限られた人数、固定メンバーで作業するのが望ましいと思うが。

委託期間は22年2月中旬ごろまでを予定している。作業人員は一人が1日8時間、週5日作業することを想定しているが、緊急雇用創出事業の対象であるという特性上、多少納期が圧縮される見込みがあり、そうすると大人数での作業が発生する可能性がある。そういう場合でも個人情報保護や事業の品質が保たれるよう、市職員が委託先に行くなりして品質を確保したいと考えている。

- 緊急雇用創出事業の対象となると、委託先の会社が臨時職員を大勢雇って業務に当たらせることになるのではないかと。しかし登記事項との照合作業には登記簿の見方に通じているなど専門性が必要と思われる。臨時に集められた人間にできるのか心配である。

今回の業務内容は、紙媒体の土地登記事項要約書をスキャナーでよみとってデータ化することに多くの時間がかかると思われる。データ化後はコンピュータ上で機械的に土地台帳データと照合するので、登記事項の見方などの専門知識は必要ない。また、すべての業務を臨時職員だけで行うのではなく、当然正社員がそこに入って指導し、疑義があるものは職員が再照合、再チェックして正確性を保ってもらうことを考えている。

- 登記簿の内容の方が市の土地台帳より最新になっていて、照合すると合致しないものがでてくると思うが、その場合は登記されている図面と改めて照合し直すのか。合致しなかったデータについてどこまで調べるのか。コンピュータ上でマッチングさせて合致しなかったものについては、その後は市の職員が調べる。登記図面との照合作業は委託しない。委託業者の作業は合致しなかったものをリスト化するまでである。

- これは期間限定業務でこの1回で終わるものか。

期間限定業務である。

- 業務の品質、データの完全性・正確性という観点から考えると、委託をすれば職員の負担が減るとは限らない。業者のレベルが低くて自分達で行った方早いし正確だったということもありうるし、委託業者を監督する責任も生まれる。職員が行うときと同等の品質を保たせるためには、職員のとときにはこういったトラブルがあったか、処理を間違えやすいのはどこかといったノウハウをきちんと蓄積しておいて、それを委託先と共有して指導することが重要だと思う。

職員は日常的に行っている作業であり、データに食い違いがないか落ち着いてしっかり見ていくことで、これまで目立つトラブルは起きていない。

諮問第 8 号「女性特有のがん検診推進事業業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

委員意見及び健康課の回答

- 諮問書の「委託先が取り扱う個人情報」のなかに「異動事由」とあるがこれはなにか。なぜ転出したかといったそれぞれの理由のことか。
異動事由とは「転出、転居、転入、死亡」といった住民基本台帳上の届出内容のことである。転出した理由をきくという意味ではない。そういう情報は市で収集していない。
平成 21 年 6 月 30 日現在の住民基本台帳データから対象者の台帳を作成するよう国が定めている。この基準日からクーポン券発送までに転入、転居、転出などの異動が発生するので、それらを把握して発送に反映させる必要がある。
- 事前に委託予定業者を調べさせてもらったが、プライバシーマークを 5 回更新しており実績もお持ちのようだ。その点では安心である。
- 子宮頸がんと乳がんの今の受診率はどのくらいなのか。
昨年度実績で全対象者 27,971 人中受診者 1,448 人である。国は 2 年に 1 度の受診を勧めているので、全対象者の半分が昨年の受診対象者と考ええると受診率 10%程度である。当市の他のがん検診よりは受診率が高い。

諮問第 9 号「都市再生地籍調査委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

委員意見及び道路・交通課の回答

- 今回調査を行う諏訪町 2 丁目と秋津 4 丁目というのは、これから数年かけて全市で調査を行う一連の業務の中の 2 地点という理解でよいか。
その通り。
- 諮問書の「委託先が取り扱う個人情報」のなかに「土地所有者の氏名、住所、地番、地目等」とあるが、地目等とは地目のほかに何を扱うのか。
登記簿にのっている地籍、土地の面積がある。それ以外はない。
- 過去に地籍調査が行われたのはどの程度の範囲なのか。また、そのときの結果はどのような形で保管しているのか。
昭和 30 年代に市内 7 町の 4.7 平方キ口を調査している。全市の 27%にあたる。この結果は紙媒体の地籍簿として市役所内で保管している。
- 過去の紙媒体の地籍簿の内容は、これから電子データ化して今回の調査結果と一体化させるのか。
過去の調査が昭和 30 年代とかなり古いため、現在は変更が生じている可能性もありそのまま電子データ化して使えるかどうかわからない。新しいデータに修正する必要がでてくると思う。
- かなり前に野口町でこの調査をやって一旦ストップしていてまた今回再開されるということだが、道路・交通課で過去のトラブルやミスの記録はきちんと蓄積されているのか。市内全域の調査完了まで何年もかかるので、調査上のトラブルやミスの記録をきちんと蓄積し、それをもとに委託先を

指導して委託業務の品質改善を図ることが必要である。

個人情報に関するトラブルは特にはない。また、結果を電子データ化するの
は今回が初めてである。

- 契約仕様書をみると、よほど専門知識がないとこの業務は遂行できないと
思われる。請け負えそうな会社はあるのか。また、一番大変なのは権利関
係の調査である。権利者に立会いを求めるだけでも当事者間で争いがある
場合は相当時間がかかり難しいのではないか。

土地家屋調査士や測量士がいる専門会社を委託先に予定している。また、
調査前に住民説明会を行い、立会いの必要性について理解を求めていくが、
どうしても立会いをしてもらえない場合は「境界未定」として処理する。

- 土地家屋調査士などの有資格者は士業（さむらいぎょう）としての守秘義
務がかかるが、その下で働く従事者には法律上の守秘義務はない。そのた
め従事者に対しては委託契約書のなかで、個人情報の取り扱いについてき
ちんと規定して、保護のレベルを担保してほしい。

了解した。

- この調査では地名は現在の行政上の地名を使うのか。在来の地名というの
は差別的側面を持つものもあるので、委託業者が調査のなかでそれにも触
れるとなると非常に重い個人情報を扱うことになり心配である。

地名は現在のものを使う。

- 調査結果の電子データの保存形式が仕様書に細かく規定されているが、こ
れは国かどこかからガイドラインが出ているのか。これから何十年という
期間をかけて調査していくことになるが、コンピュータの世界では現在使
用しているデータ形式が将来使えなくなることがよくあるので気になっ
た。

国土交通省の基準に基づいている。

(4) 報告

「久米川駅北口駐輪場・東村山駅西口駐輪場・東村山駅西口広場エスカレータ
防犯カメラの設置報告」について

道路・交通課の説明

不当な駐輪や窃盗を抑制する目的で、久米川駅北口地下駐輪場内に 9 箇所、
東村山駅西口地下駐輪場内に 14 箇所の防犯カメラを設置し、駐輪場内の管理室
でモニター監視を行う。東村山駅西口駅前広場内のエスカレータにも 2 台設置
し、西口駐輪場内管理室でモニター監視する。

久米川駅は平成 21 年 6 月から実施済み、東村山駅はこの 10 月から開始する。
この設置により、本人同意なしに不特定多数を撮影し、一定期間、撮影記録を
保存することになる。また、警察署から刑事訴訟法に基づき撮影記録の提供を
求められることがある。このことを駐輪場利用者等に周知するため、資料の貼
り紙を作成し駐輪場内とエスカレータに複数掲示している。

委員意見及び道路・交通課の回答

- 駐輪場の定期契約者には、契約時に防犯カメラのことを告知したほうがよ
いと思う。契約時の書類に説明事項として明記しておけば、本人了解の上
で撮影していることになるので安心である。一時利用者には場内の貼り紙
で認知してもらえば十分だと思う。

了解した。

前回諮問案件の仕様書等の修正について
修正部分を確認。特に質疑なし。

(5) その他

- 市役所業務のうち委託に出されるものがどんどん増えている。市役所全体で、個人情報を取り扱う委託契約がどの程度なされているのか、例えばそれぞれの契約期間やどういう個人情報が委託先に出ているのかを全体的に把握できるようなマッピング管理はなされているのか。

契約課で財務会計システムにより、市役所全体でどういう委託契約がなされているかを把握している。契約件名や担当所管、契約期間、契約金額、相手方名等を一覧で見られる。

ただし、それぞれの委託業務においてどういう個人情報が取り扱われているかまではシステムに入力しないのでわからない。それは委託事業の担当所管のみが把握している。

- 担当所管でひとつひとつの委託契約書を見ればどういう個人情報が外部に出ているのかわかる。委託が少ないときはこの担当所管まかせでよかったのだろうが、これだけ多くなると市全体で委託契約における個人情報保護面を管理する必要があるのではないかと。特に委託業者に対する監査が必要だ。契約書上は必要があれば調査できるといった文言があるが、契約書に入れるだけではなく実際に監査する、それにより相互に運用に緊張感をもつというのがセキュリティにはかなり重要である。

統括管理すると委託する担当所管は負担が減るが、全体を眺めて管理する課は非常に負担が増える。委託 = 楽というわけではない。これだけ委託が増えると、個人情報を取り扱う委託契約をするときに事故を起こさないようにするためのマネジメントは、担当所管にまかせておけばいいというレベルではないと感じる。

今職員はどんどん減っているため、どこかの所管で委託業務を統括管理し、すべてに監査を行えるかということ正直かなり難しい。現在は各担当所管が個人情報保護面も含めて委託先を指導する形である。総務課や情報システム課は担当所管職員を研修等で指導、フォローしている。

- 委託業者のセキュリティ管理にミスや問題があった場合に、それを担当所管止まりにしないできちんと市長に報告し、市全体で情報を共有して今後の委託業者選定時などに役立てるといったことも必要だと思う。
- 委託業者との信頼関係と市側の主体性がないと、事故も報告されずに見えないということもありうる。契約直後はお互い緊張感があるが、毎年続くような契約の場合にどうやって緊張感をもつか。
- 手作業で委託契約を管理する数ではない。個人情報の管理がしやすいように、統括管理のためのシステム作成が必要ではないか。担当所管まかせでは、どこまで個人情報のことを意識して委託しているのか心配である。委託がどんどん増えているのだから、委託先の統括管理、監査実施の必要性を市長が認識し、実行を決断してほしい。

以上

この会議の資料(諮問書など)は、下記の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報(個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など)が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。